

中津市スポーツ少年団単位団の中津市自家用バス使用申込要領

(主旨)

この要領は中津市スポーツ少年団に加盟する各単位団（以下「単位団」という。）が、スポーツ少年団の大会に出場するため団員の移動手段として、中津市自家用バス管理規定に定めるバス（以下「自家用バス」という。）の使用申込を中津市教育委員会体育・給食課（以下「体育・給食課」という。）へ依頼する方法等を定める。

2 体育・給食課は単位団の使用目的が中津市自家用バス管理規定第 4 条第 4 号に該当するものとして使用申込を代行するものとする。

(対象)

単位団が自家用バスの使用申込を体育・給食課に依頼できるのは、大分県内で開催されるスポーツ少年団の大会に出場するため団員の移動手段として使用する場合のみとし、使用については同一年度中、一単位団につき 2 回までとする。※県南地区開催の大会は要協議

2 前項のスポーツ少年団の大会とは日本スポーツ少年団、九州ブロックスポーツ少年団連絡協議会、各県スポーツ少年団、各市町村スポーツ少年団本部等が主催等を行っている大会とする。ただし、本部長が特別に認める大会はこの限りではない。

(遵守事項)

単位団は自家用バスの使用にあたっては中津市自家用バス管理規定を遵守しなければならない。

(依頼方法)

単位団が自家用バスの使用申込を依頼する場合は、登録代表指導者が中津市スポーツ少年団単位団の中津市自家用バス使用に係る申込依頼書（様式第 1 号）を体育・給食課長へ提出するものとする。

(乗車について)

中津市自家用バス管理規定第 6 条に定める随行者は体育・給食課関係者または中津市スポーツ少年団本部関係者からは指定しない。

2 単位団は同条に定める連絡員を指定し、体育・給食課に通知するものとする。

3 団員以外の乗車については、スポーツ少年団に指導者として登録している者のみとする。ただし事情により乗車できない者がある場合に限り、登録人数の範囲内で保護者等がこれに代わることができる。

(経費の負担)

次に掲げる自家用バスの使用により生じる経費は体育・給食課が負担する。

(1) 運行業務委託契約に基づく委託料

2 次に掲げる自家用バスの使用により生じる経費は単位団が負担する。

(1) 道路通行料金

(2) 駐車料金

(3) 燃料費

■令和7年度4月時点の自家用バス保有状況

所管課	車両番号等	定員	シートベルト席数*
本耶馬溪支所総務課	大分 200 さ 153 (日野)	26名	18席
山国支所総務課	大分 200 さ 201 (トヨタ)	29名	21席

※シートベルト席数は運転席含みません

※高速道路を使用する場合はシートベルト席のみ使用できます。

■バス使用申請の流れ

- ①使用したい日程でバスが空いているか体育・給食課へ電話で確認
 - ②使用申請書に添付書類（大会実施要項、大会出場申込書<選手名簿>、乗車名簿、行程表）を添えて体育・給食課に大会の20日前までに提出。※乗車名簿は選手名簿のコピーでも構いません。ただし、乗車する者が分かるよう明記してください。
 - ③体育・給食課より、連絡員へバス運転手の電話番号を連絡。連絡員は前日に集合場所や時間の確認を運転手に直接連絡する。
 - ④大会当日、行程報告書に運転手の署名・捺印をもらう（印鑑がない場合はサインで可）
 - ⑤行程報告書を体育・給食課に提出
- ※雨天等で大会が中止になった場合は中止が決定した時点で直接運転手へ連絡してください。体育・給食課への報告は後日で構いません。

■添付書類の「行程表」の例

令和2年5月4日（土、祝）

7:00 三光支所（保管場所）バス出庫
7:20 ○○小学校校庭着
7:30 ○○小学校校庭発
中津 IC～東九州自動車道～別府 IC
9:00 べっぷアリーナ着
14:30 べっぷアリーナ発
別府 IC～東九州自動車道～宇佐 IC
16:20 ○○小学校校庭着
16:30 ○○小学校校庭発
17:00 三光支所（保管場所）バス入庫

※行程表は様式の指定がありません。各单位団で作成してください。行程報告書のコピーを提出されてもかまいません。

※労働基準法第36条を含めた改正労働基準法が施行され、R6.4.1から運転手の労働時間に制限がかかるようになりました。長時間の移動、拘束が発生する場合はバスの貸し出しをお断りする場合がございます。

※上記行程の場合、道路通行料金、（駐車料金が発生すれば）駐車料金、燃料費は単位団の負担となります。

※中津市が締結しているマイクロバス運転業務委託契約書では業務時間はマイクロバスの出庫時間から入庫時間までとなっています。その業務時間に応じて委託金額を支払っていますので、行程表には出庫時刻と入庫時刻の記載をお願いします。